

令和2年第4回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 令和2年12月10日
招集場所 隠岐の島町下西78番地2 隠岐の島町役場
開会(開議) 令和2年12月10日(木) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 3番 菊地 政文 議員 4番 石橋 雄一 議員

1. 出席議員

1番	大江 寿	6番	西尾 幸太郎	12番	高宮 陽一
2番	村上 謙武	7番	池田 賢治	13番	米澤 壽重
3番	菊地 政文	9番	前田 芳樹	14番	遠藤 義光
4番	石橋 雄一	10番	平田 文夫	15番	池田 信博
5番	村上 三三郎	11番	石田 茂春	16番	福田 晃

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	地域振興課長	宇野 慎一
副町長	大庭 孝久	上下水道課長補佐	堀川 秀樹
教育長	野津 浩一	建設課長	田中文男
代表監査委員	嶽野 正弘	施設管理課長	大西洋 二
総務課長	佐々木 千明	危機管理室長	齋藤 和幸
会計管理者	藤川 芳人	水産振興室長	砂本 進
財政課長	石田 寛弥	都市計画推進室長	石田 傑
税務課長	濱田 勉	総務学校教育課長	吉田 隆
町民課長	井崎 理恵子	社会教育課長	野津 千秋
福祉課長	中林 眞	布施支所長	竹本 久
保健課長	井上 朋張	五箇支所長	灘 進
環境課長	原 秀人	都万支所長	高梨 勇光
商工観光課長	鳥井 登	中出張所長	村上 克樹
農林水産課長	河北 尚夫	中央公民館長	金坂 賢一

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 山本 幸子

1. 町長提出議案の題目

- 議 第 114 号 令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)
- 議 第 115 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)
- 議 第 116 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算
(第3号)
- 議 第 117 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算
(第3号)
- 議 第 118 号 令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算
(第3号)
- 議 第 119 号 令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議 第 120 号 令和2年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 121 号 令和2年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議 第 122 号 隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例
- 議 第 123 号 隠岐の島町税条例の一部を改正する条例
- 議 第 124 号 隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 議 第 125 号 隠岐の島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 126 号 隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 127 号 隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 128 号 隠岐の島町武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 129 号 隠岐の島町生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 130 号 隠岐の島町総合学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 131 号 隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例
- 議 第 132 号 隠岐の島町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 議 第 133 号 隠岐の島町スポーツレクリエーション施設設置及び管理条例を廃止する条
例
- 議 第 134 号 町道路線の認定、変更及び廃止について
- 議 第 135 号 指定管理者の指定について〔隠岐ポートプラザ〕

- 議 第 136 号 指定管理者の指定について〔布施ダイビングセンター及び隠岐の島町国民保養センター〕
- 議 第 137 号 指定管理者の指定について〔都万ダイビングセンター「彩（いろどり）」〕
- 議 第 138 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町立隠岐島文化会館及び隠岐の島町立西郷武道館〕
- 議 第 139 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町地域福祉センター〕
- 議 第 140 号 指定管理者の指定について〔岬町デイサービスセンター〕
- 議 第 141 号 指定管理者の指定について〔向ヶ丘地区集会所〕
- 議 第 142 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町米貯蔵施設〕
- 議 第 143 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町死亡家畜一時保管施設〕
- 議 第 144 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕
- 議 第 145 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅及び隠岐の島町若者定住促進住宅〕

議事の経過

○議長（米澤壽重）

ただ今から、令和2年第4回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（開議宣告 9時30分）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第125条の規定により3番：菊地 政文 議員、4番：石橋 雄一 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの9日間としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」 の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの9日間に決定いたしました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

「諸般の報告」を行います。

去る、令和2年第3回定例会以降の議会に関する行事・会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。

ご承知のとおり感染症対策により、多くの事業が縮小あるいは中止となっている状況ではありますが、主なるものをご報告申し上げます。

9月25日に、隠岐ユネスコ世界ジオパーク中核・拠点施設の「定礎式」が執り行われました。本町の玄関口にふさわしく、島内産材をふんだんに取り入れ、訪れる者が、この島でこれからどんな体験が待っているのか大いに期待が膨らむ、そんな印象を受けました。

今後、この施設が持つ役割がますます充実したものとなるよう願うところであります。

10月2日に、松江市の総合文化センタープラバホールにて「島根県町村議会議員研修会」が開催され、2名の講師をお招きしての講演がありました。

はじめに、中央学院大学教授の福島^{ふくしま} 浩彦^{ひろひこ}氏による「新型コロナ禍から地方自治が見える」というテーマで、自治体議会の役割についての講演でありました。

内容の一つに、「議会の最大の役割は、住民に代わり日常的に議論し、住民に代わり住民の合意を作り出すことである。」というのがありました。地域や行政の全ての課題について常に住民が深く議論し、住民投票で決めるというわけにはいかない。そこで、住民が選挙で議員を選び、住民のさまざまな立場・利益を反映した議員が住民に代わって話し合い、決定するということでもあります。

もう一つは、「議会は行政の『監視機関』と言われるが、議会は自治体の『意思決定機関』である。」ということがありました。条例、予算などは全て議会が「議決」する。そのうえで議会は、行政が議会の決定に基づき、その趣旨を生かして事業を実行しているか、を「意思決定機関」として「監視」する。合議制の「意思決定機関」であるなら、議員同士が議論しないと意思決定できないというものであります。ほかにも、「住民投票」などについての意見もありましたが、総じて『数で押し通す民主主義』ではなく、『対話の民主主義』が求められる。」ということであったように感じました。

次に、農村ジャーナリストの甲斐^{かい} 良治^{りょうじ}氏による「島根の町村が牽引する日本の地域づくり」と題して、県内外で取材した中で、その方たちの考え方や意見等についてのお話しがあ

りました。

一つは、「農業が稼ぎの手段ではなく、生き方のベースとして選ぶ若者がいる。『後継者不足だから』という視点ではなく、その動きの底流にあるものを見極め、政策に生かしていくべきである。」というものであります。

もう一つは、「若者が移住先を選ぶにあたっては、どこに住むのか、何をするのがポイントであり、そこは、心機一転できる場所であり、腰を据えてやらなければいけない場所を選ぶ。」ということです。移住を考えるにあたり中途半端な考えではなく、自分の目的を成し遂げるために真剣な気持ちでやって来る。それに対し、受入れ側も正面から真剣に応えなければならぬ、というものであったように思います。

以上、ご報告いたしました会議等の関係資料は、事務局に保管してありますので必要に応じてご覧ください。

次に、12月4日の議会運営委員会までに2件の陳情を受理いたしました。お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、所管の委員会に付託することといたしました。

続いて、去る第3回定例会において議決されました、議員提出議案について、お手元に配付した「意見書処理報告」のとおり関係先に送付いたしました。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

令和2年第4回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

12月に入り、寒気が一段と強くなってまいりましたが、議員各位には、益々ご壮健のご様子、まずもってお慶び申し上げます。

本日は、令和2年第4回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、依然として猛威を振るい「第3波」と言われる様相を呈しており、専門機関から「最大限の警戒状況にある」との報告がなされております。

島根県におきましては、3都道府への往来の自粛を発表する中、松江、出雲で相次いで感染症者が報告されております。

幸いにも我が町におきましては、皆様のご協力により、今現在、感染例は報告をされてお
りません。

しかしながら、これから、年末年始を迎え、さらなる警戒を強める一方で、経済対策の観
点から町として規制を促す状況にはございませんが、引き続き、不要不急のお出かけ、また、
本格的なインフルエンザの流行期を迎えることもあり、改めまして、「マスクの着用、手洗いの
徹底、三密の回避」など感染症対策の徹底をお願いするところでございます。

町といたしまして、一日でも早い安全・安心の生活に戻れるよう最善の対応を実施してま
いる所存でございますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

さて、本議会には、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算、条例の一部改正並びに
指定管理者の指定など、32件の諸議案をご提案させていただいております。どうか、十分な
ご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、何とぞよ
ろしくお願い申し上げます。

それでは、9月に開催をいたしました「第3回隠岐の島町議会定例会」以降の主な事項に
つきまして、ご報告を申し上げます。

まず、役場新庁舎竣工記念式典の挙行について、ご報告申し上げます。

9月10日に「役場新庁舎竣工記念式典」が、町議会議員の皆様をはじめ、多くのご来賓の
皆様にご臨席いただき執り行われました。

また、9月23日には大きな問題もなく無事新庁舎での業務を開始することができました。
これもひとえに、関係各位のご協力、ご尽力の賜物と、この場をお借りし、あらためて感謝
を申し上げる次第でございます。

新たに誕生したこの新庁舎で、その設備に負けないよう、職員一同、これまでも増して
サービスの向上に取り組んでまいりますので、引き続きのご協力をお願い申し上げます。

次に、知事と町村長との意見交換会について、ご報告申し上げます。

11月18日に松江市市町村振興センターにおいて知事と県内町村長との「意見交換会」が
行われ、出席をいたしました。

会議では、新型コロナウイルス感染症対策や各町村における課題等を中心に、県内町村長
よりそれぞれ現状と課題を説明申し上げ、副知事や県幹部同席のもと丸山知事と意見交換を
いたしました。

私からは、本土から生活物資を移入する際の輸送経費やごみ焼却施設設備改良工事に伴う
本土での可燃ごみ処分経費についての問題提起をさせていただきました。

なかでも、輸送コストにより物価が割高となっております隠岐地域の現状を踏まえ、本土からの生活物資を移入する際の輸送経費に対する支援について、国への働きかけも含め強く要望したところでございます。

次に、新過疎法制定実現総決起大会について、ご報告申し上げます。

11月20日に東京都メルパルクホールにおいて「新過疎法制定実現総決起大会」が開催され、出席をいたしました。

過疎対策については、昭和45年に制定された「過疎地域対策緊急措置法」以来、4次にわたる「特別措置法」の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されてきました。これにより過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところでありますが、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月をもって失効することとなります。

引き続き、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興と持続的発展が図られるよう新たな過疎対策法の制定を強く求めるため、「過疎地域の持続的発展を新たな過疎対策の理念として確立すること」など5項目が決議されました。

今後、新たな過疎法の整備や必要予算の確保について、政府に対して要望活動を積極的に行う予定としております。

次に、全国市町村水産業振興対策協議会について、ご報告申し上げます。

11月27日、東京都全国町村会館において「全国市町村水産業振興対策協議会」が開催され出席いたしました。

定期総会では「令和3年度の水産業振興・漁村地域活性化に関する7項目の重点要望」の他、「新型コロナウイルス感染症対策に関する特別要望」が決議され、要望書を農林水産大臣に提出いたしました。

最後に、「第15回隠岐の島町いきいき祭」につきまして、ご報告申し上げます。

11月29日、隠岐島文化会館におきまして、「第15回隠岐の島町いきいき祭」を開催いたしました。コロナ禍での開催となりましたが、オープニングから大勢の方にご来場いただき、盛大に開催することができました。

屋外の産業部門では、農林水産物の展示販売、地元グループによる屋台の出店や高知県黒潮町からは鰹のたたきの販売が行われ、体験コーナーでは「隠岐藻塩米」の食べ比べや林業作業のVR体験、ドローン操作実演など、多くの方が興味深く見ておられました。

屋内の健康福祉部門では、健康チェックコーナー、食生活改善などの啓発コーナーや各種

団体の展示や体験を通し、ご来場の方々に保健・福祉事業に関するPRと、健康について考えていただく良い機会となりました。また、大ホールにおきましては、オープニングイベントとして高橋 康臣、森屋 結ご夫妻によりますオペラ歌唱セレモニーに続いて、「隠岐の風体操」で体を動かすなど、ご来場者に楽しんでいただきました。

全体を通して、場内におけるマスクの着用、検温やアルコール消毒など新型コロナウイルス感染防止対策を施しながら、お子さまから高齢者の方まで、多くの家族連れで賑わうイベントとなりましたことをご報告いたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げましたが、9月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。

○議長（米澤 壽重）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長の所信表明

「町長の所信表明」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

議案の上程に先立ちまして、二期目の就任のごあいさつと町政運営にあたりまして、所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

私は、10月18日に執行されました「隠岐の島町長選挙」において多くの皆様の力強いご支持と温かいご支援を賜り、再度、町政を担わせていただくこととなりました。

今、この場に立ちまして、その重責に、改めて身の引き締まる思いで一杯であります。

私は、就任一期目当初から一貫して「隠岐の島が好きだから」との思いを新しいまちづくりによせ、「よかったが響くまち 隠岐の島」を目標に、3つの「よかった」の実現を目指し、その取り組みを進めてまいりました。

この思いは、今も私の根幹にございまして、これからも「よかったが響くまち」の実現を目標にあらゆる政治判断を行ってまいりたい、そのように考えております。

誰もが胸を張って「好きだから」と言える町の実現を目指し、町の歩むべき道を定め、政治の方向がぶれない、10年・20年先を見越した“まちづくり”をしなければならない、そして、限られた財源を有効に活用し、施策の取捨選択を徹底し、必要な施策には、十分に予算

配分するなど、あらゆる角度から検証、検討を進め、次世代へつなげるための大胆な施策を展開してまいり所存でございます。

まず、優先して実施しなければならないのが、新型コロナウイルス感染症への対応であります。

わが町の経済も多分に漏れず、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の皆様も大きな痛手を被り、事業存続が厳しい状況に陥りました。

本町におきましては、雇用の確保、経済サイクルの維持、確保の観点から、事業者の皆様の事業継続をいち早く支援するため、国や県の施策の活用は、当然のことながら、細部にわたりその効果が表れるよう、事業の継続、雇用の確保を念頭に本町独自の支援策を講じ、事業の継続をお願いしているところでございます。

今後も、引き続き、関係機関、関係団体の皆様と町の経済の動向や状況分析を行いながら、子どもから高齢者まで、町民の皆様が安心して暮らせるよう、先手先手の施策を展開してまいります。

そのうえで、将来を見据え、「3つのよかったが響くまち」の実現に向け、重要施策に取り組む所存であります。

まず、一点目は、「生まれてよかった」の実現に向けての取り組みについてであります。

わが町の大きな課題のひとつに、人口減少問題があり、その要因は、若い世代の減少や急速な高齢化によるものであります。

この問題の解決には、この町に住む私たちが、問題意識をしっかりと共有し、いきいきと楽しく、希望を持ちながら、いつまでも変わりなく、日々生活ができる新しい町づくりの構築が必要だと考えております。

そのためには、子育て支援や健康寿命の延伸等高齢者対策、そして、子どもから大人まで誰もが自由に学び、学びを实践できるよう、学校教育、社会教育の充実に努めなくてはなりません。

そこで、以下のことについて新たな取り組みを進めてまいります。

子育て支援につきましては、このコロナ禍において、子育てにかかる相談窓口の開設や同じ子育て環境にある皆様の交流の場の設置、さらに、子どもたちを気兼ねなく安心して預けられる場所の提供等、その環境整備が強く求められています。

子育て中のお母さん、お父さんが、この町で日々穏やかな生活がおくれることや安心して働いていただけるよう、子育ての拠点施設としての「子育てビジター交流センター」の整備

の早期実現に向け議論を進めてまいります。

健康寿命の延伸につきましては、多種多様な就労の場において、元気な高齢者が活躍できるよう、関係機関と連携し、個々のライフスタイルにあわせて働くことのできる仕組みづくりやシルバー人材センターの更なる充実を図り、地域で高齢者が活躍できるよう支援策を講じてまいります。

また、誰もが文化・スポーツを楽しんでいただけるよう、その機会や情報の提供を積極的に進めてまいります。

教育行政の推進についてであります。本町の宝である子どもたちが郷土を愛し、この町の将来に希望を持つことが、50年先100年先までもこの町を存続させる大きな力となると考えております。

そのためには、学校・家庭・地域がその目標を共有し、協働を図りながら本町の教育を高めていくことが重要であります。

この町で永く育まれた独特の文化や芸能、さらには、大山隠岐国立公園、隠岐ユネスコ世界ジオパークなどを組み合わせ、幼いころから、隠岐の島を知るための「ふるさと教育」を実践することで、ふるさとを誇りに思い、ふるさとを愛し、ふるさとに戻る人、他の地域からふるさとを支援してくれる人、そして、どこにいてもふるさとの情報を発信してくれる人など本町を支えていただく人材のネットワークが創出できるよう、教育を進めてまいります。

また、国の「GIGAスクール構想」に沿ったICTの活用が十分にできるよう、ソフト面、ハード面一体となった教育環境の構築にも力を注いでまいります。

二点目は、「住んでよかった」の実現に向けての取り組みについてであります。

「住んでよかった」を感じるのは、誰もが住み慣れた地域で日々安心して暮らせる町の構築であります。

高齢化率が年々高くなり、離島でもあるこの町におきましては、医療・介護・福祉の連携、そして、地域医療の存続が最重要課題であり、医療、介護、福祉に携わるスタッフ不足も大きな問題となっております。

本町におきましては、隠岐病院、町立診療所の医師を確保することが困難を極める状況となっておりますが、島根県の強力な支援をいただきながら、何とか現状を維持することができております。また、医療スタッフの育成という観点からは、町内の県立高校、県内の大学等と連携し、継続した事業に取り組んでおります。

隠岐病院、町立診療所等の維持は、この町を守る意味からも大きな課題であり、どのよう

な体制で地域医療を守っていくのか、どのようにすれば医療スタッフを確保できるのかを関係機関、関係団体と十分に連携し、早急にその方向性を定めてまいります。

次に、取り組まなければならないのが、防災・減災への対策であります。

昨今の異常気象については、想定を超える大型で猛烈な台風の発生、全国各地で起きている地震や未だかつて経験したことのない記録的な豪雨など、いつ、どこで、どのような災害が起きても不思議ではない状況にあります。

その備えとして、「隠岐の島町地域防災計画」の周知徹底を図り、社会情勢の変化に対応した見直しを随時実施し、町民の皆様への情報提供等地域防災力の向上に向け、防災・減災体制の強化を図ってまいります。

一方、離島である本町において、空港、港湾は救援物資の輸送や避難体制の整備に、極めて重要な施設であります。

また、県道や町道には、緊急輸送道路に指定されているにも関わらず、狭隘な未整備区間もあることから早期の解消が必要であると認識しております。

特に、西郷港周辺の玄関口整備につきましては、官民一体となって議論を深め、ターミナル機能や防災・減災力を含めた総合的なビジョンを掲げ、順次事業を進めていかななくてはなりません。

これら事業の推進につきましては、国及び島根県の支援、そして、大きな予算の確保が必要となります。私は、これら事業の早期整備のため、町民の皆様と議論することはもちろんのこと、国や島根県に対しましても精力的に意見交換や要望活動を行い、一刻も早く整備に取り掛かれるよう、重点的に取り組んでまいります。

さらに、災害時の対応策として、自助、共助、公助の役割を明確にし、要配慮者支援などを含めた、地域活動のより一層の支援に取り組んでまいります。

また、個々の町民の皆様の防災意識は、高まりつつありますが、自主防災組織の設立など地域での取り組みには地域間格差があり、今後、どの地域においても減災への対応ができるよう、防災研修会の開催、地域リーダーの育成など支援策を講じ安心・安全な町づくりを目指してまいります。

次に、産業の振興であります。

産業振興につきましては、本町の特色ある地場産業の振興を通じ、雇用の安定、人材の確保につなげてまいります。

本町の基幹産業であります農林水産業の活性化につきましては、町内産農林水産物の高付

加価値化を推進し、その魅力を町内外に向けて発信することにより、町の特産品としての価値を高めてまいります。

農業におきましては、島根県、JA など関係機関との連携により新たな振興作物の開発、荒廃農地の再利用に向けた対策を講じ、林業におきましては、森林環境譲与税を十分に活用し、林地所有者や林業関係者の皆様と協議を進め、意欲のある林業経営者に林地の集積、集約化することで林業の成長と適切な森林管理に努めてまいります。

水産業におきましては、磯根資源の確保や新たに必要となる漁業施設や既存の施設の再整備に努め、漁業者の皆様が安心して操業できる環境づくりを進めてまいります。また、大きな課題であります、本町における鮮魚等の流通システムの構築については、島根県や JF など関係機関との連携強化に努め、安定的に隠岐島産の海産物を提供できるよう、積極的に関わってまいります。

そして、「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「特定地域づくり事業」等を活用し、人材育成、人材確保の観点からも新たな仕組みづくりを構築してまいります。

次に、三点目の「訪れてよかった」の実現に向けての取り組みについてであります。

本町を賑わすのは、いろいろな人との交流と住んでいる私たちの生活の充実だと思えます。そのうえで、観光、交流を通じた関係人口の創出が必要となります。

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により、国内、国外を問わず人の移動が大きく制限され、本町への人の流れも限定されたことで、関係事業者の皆様は、大きな打撃を受けております。

このような状況下にあっても、本町の事業者の皆様は、国や県、そして、町単独の支援制度などを活用していただき、事業継続はもちろんのこと雇用の確保にも積極的に取り組んでいただいております。

言うまでもなく本町は、大山隠岐国立公園、隠岐ユネスコ世界ジオパークとして、自然、歴史、文化、芸能など十分すぎるアイテムを兼ね備えており、観光需要の回復に向けた政策に、いち早く取り組まなければなりません。

また、東京一極集中の分散化、サテライト事務所の設置、家庭での勤務体制の構築等企業の事業推進にも大きな変化が生じています。さらには、都会から恵まれた自然環境や独特の文化を備えている地方へ目が向く、大きな変革も起きています。

このような状況を好機ととらえ、本町とかかわりが深い航空業界やアウトドア関連企業、日本を代表するアスリート団体、そして、本町と親交のある自治体ともさらに連携を強化し、

国内外へのプロモーション活動の充実を図るなど、新たな関係人口の創出に向けた取り組みを展開してまいります。

また、訪れる方々をお迎えする西郷港周辺の整備につきましては、町民の皆様や関係機関との議論を深めながら、早期の実現に向け取り組みを加速してまいります。

最後に、竹島領土権確立への取り組みであります。

国におきましては、内閣官房の領土・主権対策企画調整室が中心となり、国民への啓発や国際社会への情報発信など行っていただいております。また、島根県におきましても第4期の「竹島問題研究会」を設置していただき、より積極的な活動を展開していただいております。ところが、残念ながら問題の解決の糸口さえ見えない状況にあります。

本町におきましては、問題解決に向け、一步でも前進するよう、独自に竹島の調査研究を進め、貴重な資料の保存活用に積極的に取り組んでまいります。また、国の責務において、「竹島漁撈歴史記念館（仮称）」の建設や隠岐島周辺の保安体制の充実を強く訴えてまいります。

以上、私の町政運営に関する基本的な考え方を述べさせていただきました。

地方創生が叫ばれる中、新たな総合振興計画を柱に、SDG sによる持続可能な町づくりに向け、さまざまな戦略やスピード感を持った実践を進めてまいり所存であります。

新たに取り組むもの、継続すべきもの、廃止すべきもの等大胆に事業計画を見直し、将来の町づくりのために実施すべき事業を的確に判断し、町民の皆様のご理解のもと、国や島根県、近隣の自治体、関係機関、関係団体、そして、町内の事業所の皆様と十分に連携を図り、「チーム隠岐の島」を合言葉に職員一丸となって取り組むことをお約束いたします。

当然のことながら、これら施策の推進にあたりましては、私一人では到底不可能でございます。

改めまして、課せられた重責を厳粛に受け止め、心を新たに公約の実現に向け邁進し、全身全霊取り組んでまいりますので、議会並びに関係機関の皆様方、そして町民の皆様方のより一層のご指導とご鞭撻を心からお願い申し上げます、就任にあたりましての所信表明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（米澤壽重）

以上で、「町長の所信表明」を終わります。

ただ今から、10時30分まで休憩といたします。

(本会議休憩宣告 10時10分)

○議長 (米澤 壽重)

休憩を閉じ、本会議を再開します。

(本会議再開宣告 10時30分)

日 程 第 6. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の議第114号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」から議第145号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町特定公共賃貸住宅及び隠岐の島町若者定住促進住宅〕までの32件を一括して議題といたします。

日 程 第 7. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました32件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外 (町長 池田 高世偉)

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

はじめに、議第114号「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」から議第121号「令和2年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」までの8件の補正予算についてご説明いたします。

まず、議第114号の「令和2年度隠岐の島町一般会計補正予算(第8号)」についてですが、歳入歳出予算の補正額は2億1,570万2,000円の追加でありまして、補正後の予算額を222億4,792万7,000円とするものであります。

補正の主な内容は、農林業施設災害復旧事業費、教育情報機器整備事業費、高齢者福祉対策事業費などを増額し、道路事業費、漁港事業費などを減額するものであります。

次に、議第115号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第3号)」についてですが、歳入歳出予算の補正額は2,794万1,000円の追加でありまして、補正後の予算額を20億4,948万7,000円とするものであります。

補正の内容は、財政調整基金への積立、普通交付金の過年度分確定による返還金及び税制改正に伴うシステム改修費を増額するものであります。

次に、議第116号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第3号)」についてですが、歳入歳出予算の補正額は60万円の追加であ

りまして、補正後の予算額を9,538万5,000円とするものであります。

補正の内容は、歯科技工料を増額するものであります。

次に、議第117号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（五箇診療所）特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は83万8,000円の追加でありまして、補正後の予算額を1億2,391万8,000円とするものであります。

補正の内容は、常勤医師赴任に備え五箇診療所医師住宅の修理費及び備品購入費を増額するものであります。

次に、議第118号の「令和2年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定（都万診療所）特別会計補正予算（第3号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は177万円の追加でありまして、補正後の予算額を1億2,957万9,000円とするものであります。

補正の内容は、患者数の増加による医薬材料費及び検査等委託料を増額するものであります。

次に、議第119号の「令和2年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は1,953万4,000円の減額でありまして、補正後の予算額を20億6,612万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、消費税及び地方消費税還付申告における還付金の発生による財源組み替え、漁業集落排水整備事業における事業調整による事業費を増額、五箇地区公共下水道施設整備事業における補助、単独工事対象区分の確定による事業費の減額であります。

次に、議第120号の「令和2年度隠岐の島町中財産区特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は77万円の追加でありまして、補正後の予算額を137万円とするものであります。

補正の内容は、かぶら杉保全工事費を増額するものであります。

次に、議第121号の「令和2年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。歳入歳出予算の補正額は2,144万3,000円の追加でありまして、補正後の予算額を4億2,324万3,000円とするものであります。

補正の主な内容は、島根県後期高齢者医療広域連合に納付する療養給付費等負担金、過年度分確定による保険料負担金及び税制改正に伴うシステム改修費を増額するものであります。

続きまして、議第122号から議第133号までの12件につきましては、条例の一部改正、制定及び廃止に関する議案であります。

まず、議第122号の「隠岐の島町印鑑条例の一部を改正する条例」についてであります。

公共事業における不動産登記等の事務の促進及び効率化を図るため、印鑑登録証明書の公用交付において、本人の承諾がある場合に限り、「印鑑登録証」の提示を不要とする改正を行うものであります。

次に、議第 123 号の「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」についてであります。督促状の送付数を縮減するために督促状の発布日を納期限後 30 日以内とし、また、債務者の公平性を保つために督促手数料を廃止するものであります。

次に、議第 124 号の「隠岐の島町上水道事業給水条例の一部を改正する条例」についてであります。議第 123 号「隠岐の島町税条例の一部を改正する条例」の施行に伴い、公共料金等に対する住民負担の公平性を保つため督促手数料を廃止するものであります。

次に、議第 125 号の「隠岐の島町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。保険料の徴収に關しまして、督促状発布日の変更、督促手数料の廃止及び延滞金を隠岐の島町税条例に準じることとする等の改正を行うものであります。

次に、議第 126 号の「隠岐島文化会館設置及び管理条例の一部を改正する条例」、議第 127 号の「隠岐の島町総合体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例」、議第 128 号の「隠岐の島町武道館設置及び管理条例の一部を改正する条例」及び議第 129 号の「隠岐の島町生涯学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。これら 4 施設の料金につきまして、利用者、管理者の双方にとって分かりやすい料金設定とするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 130 号の「隠岐の島町総合学習センター設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。総合学習センターから体育館を切り離し、町民体育館として管理するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 131 号の「隠岐の島町町民体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例」についてであります。総合学習センターから管理を切り離れた体育館を今津町民体育館として追加し、老朽化により利用を中止した中条町民体育館を削除するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 132 号の「隠岐の島町議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例」についてであります。公職選挙法の一部改正に伴い、町村の議会議員選挙及び町村長の選挙において、選挙運動に係る経費の一部を公費の対象とすることが可能となりましたので、新たに条例を制定するものであります。

次に、議第 133 号の「隠岐の島町スポーツレクリエーション施設設置及び管理条例を廃止

する条例」についてであります。本施設は旧今津小学校の校庭として整備され、磯小学校に統合後は、地域住民の健康増進を目的とした施設として管理してまいりましたが、現在は利用する方もなく、地区としての活用も見込めないことから、条例を廃止するものであります。

続きまして、議第 134 号の「町道路線の認定、変更及び廃止について」ご説明いたします。

まず、認定する路線についてであります。西郷 299 号線、中条 278 号線、中条 279 号線につきましては、西郷 43 号線、中条 77 号線、中条 156 号線の終点変更に伴い分断された部分を新たな町道として認定するものであります。また、中条 277 号線につきましては、町道の機能を有しているものの、認定がされていなかったため、新たに町道として認定するものであります。

次に、変更する路線についてであります。西郷 43 号線、西郷 189 号線、中条 8 号線、中条 156 号線、中条 217 号線、中条 106 号線、中条 107 号線、磯 98 号線につきましては、現状町道としての機能を有していない部分があるため、終点を変更するものであります。また、中村 130 号線につきましては、町道機能を有している部分の延長及び橋梁の追加に伴い、起点を変更し、路線を延長するものであります。中条 77 号線につきましては、原田 132 号線の区域変更に伴い、終点を変更し、路線を短縮するものであります。西郷 193 号線につきましては、西郷 189 号線の終点変更に伴い、終点を延長するものであります。東郷 124 号線につきましては、現状町道としての機能を有していない部分があるため、起点を変更し路線を短縮するものであります。中村 157 号線につきましては、中村 131 号線の廃止に伴い、終点を延長するものであります。

次に、廃止する路線についてであります。旧道線、磯 76 号線、磯 72 号線、かやきだにせん 榎木谷線、中条 149 号線、中村 131 号線につきましては、現状町道としての機能を有していないため、また中条 68 号線につきましては、橋梁の廃止に伴い、町道の機能を有していない部分があるため廃止するものであります。

続きまして、議第 135 号から議第 145 号の 11 件の議案につきましては、「指定管理者の指定について」の議案であります。

本町が設置しております公の施設の管理運営を、指定管理者に行わせることとし公募したところ、議第 135 号の「隠岐ポートプラザ」から議第 140 号の「岬町デイサービスセンター」までの 6 議案、8 施設につきましては、それぞれ 1 団体だけの応募であり、申請内容等を審査した結果、当該団体において適正な管理が見込めることから、当該施設の指定管理者の候

補者として選定いたしました。

また、議第 141 号の「向ヶ丘地区集会所」から議第 145 号の「隠岐の島町特定公共賃貸住宅及び隠岐の島町若者定住促進住宅」までの 5 議案、6 施設につきましては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定したものであります。

これらの議案につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、32 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（米澤壽重）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（ 本会議休憩宣告 10時47分 ）

（ 全員協議会再開宣告 10時47分 ）

○議長（米澤壽重）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（ 全員協議会閉会宣告 11時22分 ）

（ 本会議再開宣告 11時22分 ）

日 程 第 8. 休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日 12 月 11 日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、12 月 14 日に開き「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会いたします。

（ 散 会 宣 告 11時23分 ）

以 下 余 白